

規制シート(様式)

190200700340001

平成28年12月27日

規制の名称	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律	所管府省	国土交通省
根拠法令等	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律(平成19年法律第34号) 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	総合政策局 海洋政策課 課長 英 浩道
規制目的	海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため		
規制内容の概要	排他的経済水域及び大陸棚における海洋構築物等の周辺に安全水域を設定し、やむを得ない場合や業務上必要な場合を除き、当該水域への入域を原則禁止とする。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	排他的経済水域及び大陸棚における海洋構築物等の安全及び周辺海域の船舶の航行の安全の確保のための規制は、国連海洋法条約で認められた我が国の主権的権利の行使であり、引き続き維持する必要があるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		